

○中部地方整備局告示第百十四号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成23年8月8日

中部地方整備局長 足立 敏之

第1 起業者の名称 静岡県

第2 事業の種類 県道大岡元長窪線道路新設事業（静岡県駿東郡長泉町下長窪地内から同町上長窪地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 静岡県駿東郡長泉町下長窪字陣場、字八反田及び字水穴並びに上長窪字柏窪、字西ノ窪及び字上野地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県駿東郡長泉町下長窪地内から同町元長窪地内までの延長1,859mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道大岡元長窪線道路新設事業及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得が完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道大岡元長窪線道路新設事業」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持させるための町道付替工事は、道路法第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道大岡元長窪線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により静岡県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により静岡県が道路管理者になることなどから、静岡県は本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、静岡県沼津市大岡を起点とし、同県駿東郡長泉町の中心市街地を經由し、同町元長窪に至る延長 5.3km の路線であり、静岡県沼津市（以下「沼津市」という。）と同県駿東郡長泉町（以下「長泉町」という。）を結ぶ重要な路線である。また、本路線は、終点で接続する県道足高三枚橋線を介して、沼津市北部地域及び高速自動車国道第一東海自動車道（以下「東名高速道路」という。）沼津インターチェンジ、一般国道1号東駿河湾環状道路（以下「東駿河湾環状道路」という。）沼津岡宮インターチェンジへ接続する、広域道路網形成の機能も併せ持つ重要な路線である。

本路線が通過する沼津市及び長泉町は、静岡県東部地域に属しており、東京から約 100km と首都圏から比較的近く、富士、箱根、伊豆といった日本有数の観光地にほど近い豊かな自然環境に恵まれた地域である。

長泉町は、温暖な気候と豊かな土壌に恵まれ、農作物の栽培、畜産も盛んな地域で、都市型酪農が定着し、近年では、東海道新幹線三島駅、東名高速道路の沼津インターチェンジ及び裾野インターチェンジ、一般国道246号などの広域交通網が整備され、豊富な地下水にも恵まれた地域であることから、周辺地域には企業進出が多く、様々な業種の工場立地が進む地域である。また、沼津市は、東駿河湾地域や伊豆方面への交通拠点として、静岡県東部地域の政治、経済、文化の中心的役割を担う地域であり、日本の白砂青松100選にも選ばれている千本松原、桜の名所となっている香貫山、近年では年間約100万人の観光客が訪れ、「特定地域振興重要港湾」に選定されている沼津港などの観光地もあり、温暖な気候と豊かな土壌に恵まれ、お茶やミカンなどの農作物の栽培も盛んな地域であるとともに、静岡県東部地域の商業中心地で、先端技術を誇る工業など、多種多様な産業で発展してきた地域であり、沼津インターチェンジ北部には異業種の製造業が高度化、集団化した沼津工業団地協同組合や、最先端の技術集団である沼津鉄工団地協同組合がある。

このように沼津市及び長泉町は、今後も更なる発展が見込まれる地域で

あるが、現在、沼津インターチェンジ北部と長泉町中心部を結ぶ幹線道路がないため、当該地域の道路に交通が集中している状況である。また、慢性的な渋滞や事故の多発で機能低下している東名高速道路との交通機能の分担を図り、発生が予想されている東海地震などの大規模災害時には代替路、緊急輸送路となる高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（以下「第二東名高速道路」という。）の整備が中日本高速道路株式会社により平成 25 年 3 月の完成に向けて進められているところである。第二東名高速道路の長泉沼津インターチェンジ（仮称）では、静岡県三島市及び沼津市に流入する伊豆半島方面への観光及び物流の通過交通と地域内交通を分散させることを目的として整備された東駿河湾環状道路とアクセスすることになっているが、本路線においても同インターチェンジにおいて第二東名高速道路に接続し、長泉町の中心部からのアクセス向上を図る必要性は高い。

本件事業の完成により一般国道 246 号及び県道足高三枚橋線を介して長泉町の中心部と沼津工業団地協同組合や沼津鉄工団地協同組合がある沼津インターチェンジ北部との交通の円滑化が図られるとともに、長泉町中心部から第二東名高速道路へのアクセス向上が図られる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響の検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質について環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業により改変される区域に生息する可能性のある希少な動物、植物についての影響は軽微であると予測されているところである。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、静岡県教育委員会との協議により適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、長泉町中心部と沼津インターチェンジ北部との交通の円滑化及び長泉町中心部と第二東名高速道路の長泉沼津インターチェンジ（仮称）とのアクセス向上を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 3 種第 2 級の規格に基づく 4 車線の道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成 3 年 9 月 24 日に決定された都市計画と法面部分、橋梁構造から盛土構造へ変更した箇所を除き整合しているものである。

したがって、本体事業の事業計画は、合理的と認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、長泉町中心部と沼津インターチェンジ北部間の交通の円滑化を図るとともに、現在、整備が進められている第二東名高速道路長泉沼津インターチェンジ（仮称）と長泉町中心部との連絡を担うもので、第二東名高速道路の供用に合わせる必要がある。

また、地元長泉町から第二東名高速道路供用までに本件事業を完成するよう、強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県駿東郡長泉町役場